

延滞金は、納期限又は見込納付期限（申告納付期限が延長された法人に係る事業年度終了の日から2月を経過する日をいう。以下同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付税額が2,000円以上であるとき（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）に納付税額に次の割合を乗じて計算した額（全額が1,000円未満であるとき又は1,000円以上の額に100円未満の端数があるときは、その金額又は端数金額を切り捨てる。）です。

		平成25年 12月31日 以前	平成26年 1月1日 以後
期限内申告	納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	平成18年末まで 年4.1% 平成19年中 年4.4% 平成20年中 年4.7% 平成21年中 年4.5% 平成22年～25 年中 年4.3%	(※) 特例基準割合 + 1 %
期限後申告 又は修正申告	申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間		
更正又は決定	指定納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間		
見込納付期限の翌日から延長納期限までの期間			特例基準割合
上記以外の期間		年14.6%	特例基準割合 + 7.3%

※特例基準割合とは、各年の前々年10月から前年9月までにおける国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の平均割合に、1%を加算した割合です。

お問い合わせは…

〒395-8501

長野県飯田市大久保町2534番地

飯田市役所 税務課 諸税係

☎0265-22-4511内線5165

＜納付場所＞

（市 役 所）

飯田市役所内 会計窓口

各自治振興センター

（橋北、橋南、羽場、丸山、東野地区除く）

りんご庁舎市民証明コーナー

（銀 行）

八十二銀行本店・支店

長野銀行本店・支店

（金庫・組合）

飯田信用金庫本店・支店

長野県信用組合本店・支店

長野県労働金庫本店・支店

（農協等）

みなみ信州農業協同組合本所・支所

下伊那園芸農業協同組合本所

（ゆうちょ銀行等）

長野県・新潟県内の

ゆうちょ銀行・郵便局

*長野県、新潟県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納付する場合振替用紙を利用し、通信欄に『年度、税目、通知書番号、期、税額』を記入してください。

〔振込先〕口座番号 00560-6-3442

加入者名 飯田市

*上記以外の地方銀行、都市銀行でも納付することが出来ますが、手数料がかかる場合があります。